

2024年6月11日

資料提供（教育庁）

部活動運営方針の特例措置の審査結果について

本日、部活動運営方針の特例措置の審査結果について、下記のとおりお知らせします。

1 特例措置の概要

部活動運営方針で定めた活動時間の上限を超えた活動を学校長が必要と判断した場合、個々の生徒の意思・事情に配慮するため、一定の条件を満たした申請内容を県が審査のうえ、当該部活動の計画を認める。

2 申請数

15校 18部（運動部17 文化部1）

3 審査会の開催 委員に外部の有識者3名を含む

＜審査ポイント＞

- ・無理のない活動計画及び効率的な活動内容であり、適切な休養を設定していること。
- ・活動時間や運動強度の関連から、活動が過多ではないこと。
- ・体のケアを行うトレーナー等は、2週間に1回以上は活用していること。

4 審査の結果

(1) 適当と認められる 7校 9部

	部活動名	学校数	学校名
1	硬式野球	5校	水戸工業 水戸商業 取手第一 藤代 守谷
2	ハンドボール	1校	守谷
3	バスケットボール	1校	取手第二
4	剣道	1校	取手第一
5	吹奏楽	1校	土浦第二

(2) 運営方針の中で活動計画が設定されていると判断 9校 9部

運営方針をよく理解し、効率よく活動計画が設定されていることから、特例措置ではなく、計画通りの活動が可能と判断

【本資料に関する問い合わせ先】

教育庁学校教育部保健体育課 学校体育担当課長補佐 塚田
TEL 029-301-5353